与謝野町織物業小規模生産基盤支援事業補助金交付要綱

令和２年４月１日
告示第３３号

（趣旨）

第１条　この告示は、与謝野町補助金等の交付に関する規則（平成１８年与謝野町規則第３８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、伝統産業である織物業及びその関連産業の振興、発展及び維持を図るため、織物事業者が行う小規模な生産基盤整備の取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業者）

第２条　補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）次に掲げるいずれかの法人又は個人

ア　本町に本店の登記の所在地がある中小企業者（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。）又は小規模企業者（法第２条第５項に規定する小規模企業者をいう。）

イ　与謝野町企業立地促進条例（平成１８年与謝野町条例第１６７号）第４第２項の指定を受けた者

ウ　本町に住民登録があり、かつ、本町に事業所の本店を有する者

（２）町税等（与謝野町税条例（平成１８年与謝野町条例第５７号）第３条に規定する町税、同条例第１９条に規定する延滞金及び同条例第２１条に規定する督促手数料をいう。）の滞納のない者

（３）次に掲げるいずれにも該当しない者

ア　国及び法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第１に規定する公共法人

イ　政治団体

ウ　宗教上の組織又は団体

エ　暴力団その他の反社会的勢力

オ　営業に関して必要な許認可等を取得していない者

（４）統計法（平成１９年法律第５３号）第２８条第１項の規定に基づき定められた日本標準産業分類のうち中分類１１繊維工業に属する事業を行う事業者

（補助対象事業等）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、補助対象経費の額が３万円未満又は３０万円以上となる場合（町長がやむを得ないと認める場合を除く。）は、補助金の交付の対象としない。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は補助限度額のうちいずれか少ない額とする。この場合において、補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第５条　規則第５条に規定する交付の申請は、与謝野町織物業小規模生産基盤支援事業補助金交付申請書（様式第１号）により行うものとする。

（交付の決定）

第６条　規則第７条に規定する交付又は不交付の決定に係る通知は、与謝野町織物業小規模生産基盤支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により行うものとする。

（事業の変更等）

第７条　規則第９条に規定する事業内容の変更（規則第８条に規定する事情変更を含む。）に係る申請は、与謝野町織物業小規模生産基盤支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第３号）により行うものとし、当該事情変更後、遅滞なく町長に提出しなければならない。

ただし、補助対象経費の２０パーセントを超えない額の変更又は事業の期間の変更が生じないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りでない。

２　前項に規定する変更承認に係る通知は、与謝野町織物業小規模生産基盤支援事業補助金（変更）交付（取消）決定通知書（様式第４号）により行うものとする。

（実績報告）

第８条　規則第１３条に規定する実績報告は、与謝野町織物業小規模生産基盤支援事業補助金実績報告書（様式第５号）により行うものとする。

（補助金の額の確定通知）

第９条　規則第１４条に規定する額の確定の通知は、与謝野町織物業小規模生産基盤支援事業補助金交付確定通知書（様式第６号）により行うものとする。

（補助金の支払）

第１０条　前条の規定により通知を受けた補助事業者（第５条の規定により補助金の交付の決定を受けた者をいう。以下同じ。）が補助金を請求しようとするときは、与謝野町織物業小規模生産基盤支援事業補助金請求書（様式第７号）により行うものとする。

（関係書類の整備）

第１１条　補助事業者は、補助事業（第６条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業をいう。以下同じ。）が完了した後も当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

（その他）

第１２条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
織物業又はその関連産業の事業者が小規模な基盤整備のために行う織機設備の新設、更新又は改良を行う事業	機械装置購入費、備品購入費、外注加工費、運搬費、設置費、消耗品購入費その他町長が必要と認める経費。ただし、消費税及び地方消費税を除く。	３分の１以内	１０万円未満